

## 地球環境保全業務の対象事業の考え方

地球環境保全業務（通称：GREEN）の対象事業は、原則として、以下の主要確認事項に基づき、決定する。

### <主要確認事項>

1. 地球環境保全に対する当該国の政策等
  - (1) 当該国の温室効果ガス排出量削減政策
  - (2) プロジェクトの属するセクターにおける取り組み
  - (3) 特に重要、ないし緊急を要すると認められる取り組み
  
2. プロジェクトにおいて導入される技術の評価
  - (1) 「対象事業・技術リスト」（別添）との整合性。
  - (2) 先進性（「クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ（APP）」や国際エネルギー機関（IEA）等における位置付け）
  - (3) 妥当性（当該国における普及技術の平均的水準及び利用可能な燃料等の制約も考慮）
  - (4) 当該国において期待される効果（技術普及等）
  
3. プロジェクトの地球環境保全効果  
期待される温室効果ガス排出量削減効果

以上

### 対象事業・技術リスト

対象事業は、原則として下表の通りとする。

大分類	中分類	小分類	細分類	融資対象								
				技術分類								
地球温暖化の防止を目的とする事業	再生可能エネルギー	/	/	① 太陽エネルギー								
				② 風力エネルギー								
				③ 地熱エネルギー								
				④ バイオマスエネルギー								
				⑤ その他エネルギー及び関連設備								
				⑥ 水力エネルギー								
	省エネルギー	産業部門	電力部門等	① 発電	高効率化設備・技術の導入							
					排熱・排ガスなどの有効利用							
					改修・改良							
					未利用資源の有効利用							
上記要素を含む新設プラント												
高性能石炭火力発電												
ガス火力発電												
改修・改良												
熱電併給												
廃棄物発電												
燃料電池												
燃料転換、燃料改質等												
省エネルギー	産業部門	電力部門等	② 送配電	スマートグリッド								
				系統管理								
				高効率蓄電池								
				高効率変圧器								
				省エネルギー	産業部門	電力部門等	③ 水処理	水循環利用システム				
								運輸部門	① 都市交通	都市部におけるモーダルシフト		
										民生部門等	① 地域ユーティリティ	高効率地域ユーティリティ
												② ビルユーティリティ
								③ 一般民生機器	省エネ家電の導入			
								その他温室効果ガス削減事業	/	/	/	① メタン排出削減
② フロン類排出削減												
③ 亜酸化窒素分解												
④ 二酸化炭素回収・貯留(CCS)												

※本リストは、技術開発・普及等の実態により、必要に応じ改定を行う。